

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

綾部市上水道課より大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間と更新申請期間が異なります。（下表参照）
- ※期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	有効期間	初回更新の申請期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1年	令和元年10月1日～令和2年9月30日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年	令和2年10月1日～令和3年9月30日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年	令和3年10月1日～令和4年9月30日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年	令和4年10月1日～令和5年9月30日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	5年	令和5年10月1日～令和6年9月30日

●指定更新の要件は水道法第25条の2（指定の申請）に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

- ※省令第18条に準拠
- ・様式第一号及び第二号
 - ・機械器具調書
 - ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
 - ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います（参考）

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料（参考）

- ・講習会の受講修了証等
 - ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無（参考）

※更新には手数料1万円が必要です。